

# 第四次稲城市保健福祉総合計画 第5回策定委員会

## 〈議事録〉

日時：令和5年11月14日（火）  
午後7時00分～9時00分  
会場：稲城市消防署3階 講堂

### 【出席者】

#### 第四次稲城市保健福祉総合計画策定委員会 委員名簿

○：出席 ー：欠席

出欠	氏名	組織名・役職等	選出区分
○	青野 修平	社会福祉法人正夢の会 施設支援局 局長	保健福祉関係機関
ー	今井 大二郎	駒沢女子短期大学 准教授	学識経験者
ー	榎本 勝美	稲城市自治会連合会 会長	市長が必要と認める者
○	鏡 諭	法政大学大学院公共政策専攻科 兼任講師	学識経験者
ー	川島 幹雄	稲城市社会福祉協議会 会長	保健福祉関係機関
○	工藤 美智子	市民委員	一般公募
○	藏野 ともみ	大妻女子大学 教授	学識経験者
○	柴山 和也	社会福祉法人平尾会 施設長	保健福祉関係機関
○	谷平 茂	稲城市医師会 理事	福祉関係団体
ー	内藤 佳津雄	日本大学 教授	学識経験者
○	長井 陽海	市民委員	一般公募
○	中川 利昭	稲城市みどりクラブ連合会 会長	福祉関係団体
○	原島 博史	稲城市民生児童委員協議会 代表会長	保健福祉関係機関
○	舟木 素子	東京都南多摩保健所 所長	保健福祉関係機関
ー	三浦 芳治	稲城市身体障害者福祉協会 副会長	福祉関係団体
○	矢崎 新士	東京都多摩児童相談所 所長	保健福祉関係機関

事務局 福祉部長：山田、生活福祉課長：工藤、高齢福祉課長：加藤、障害福祉課主幹：細山、健康課長：勝野、児童青少年課長：篠崎、子育て支援課長：森、子ども家庭支援センター課長：野木、おやこ包括支援センター課長：蒔田、生活福祉課地域福祉係 係長：新津、生活福祉課地域福祉係 副係長：落合、生活福祉課地域福祉係 副係長：菅野

委託業者 (株) アイアールエス 主任研究員 村岡、研究員 菊地

#### \*配付資料

- ・資料1-1 計画の「成果指標」(修正案)
- ・資料1-2 計画の「成果指標」(修正案) 目標値設定資料
- ・資料2 第4回策定委員会時の意見、要望とその対応
- ・資料3 第四次稲城市保健福祉総合計画(地域福祉計画) 素案
- ・資料4-1 第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画について
- ・資料4-2 稲城市権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ(案)
- ・資料4-3 役割と主な事業(案)
- ・資料5 稲城市重層的支援体制整備事業実施計画について

## 1 計画の成果指標について

- ・事務局より、資料1-1、1-2に基づき、説明があった。  
各委員からの、説明後の意見等は以下の通り。

鏡委員長：前回、計画策定には目標設定が重要であるという議論がなされた。「理念計画」のため、数値目標は必要ないのではないかという意見もあったが、実効性をより高めるために、アウトカム（成果）指標が必要ではないか、という議論があり、本日は修正案として、事務局で検討したものを配付している。ご意見・質問はあるか。

谷平委員：「災害医療コーディネーター」をしている。2019年に多摩川が氾濫しそうになった際、この消防署に起ち上がった「災害対策本部」に詰めて、避難所の状況等、様々な情報交換等を行った経験がある。私たち医師会は、実際にケガをして医療が必要な方を助ける立場であるが、避難行動要支援者の詳細な情報があまり収集できず、よく分からなかった。今後は情報伝達の仕組みを構築していく必要があると思う。避難時は、日頃からのお互いの情報伝達が不可欠であるし、避難を手伝う家族が傍にいない方をピックアップして、各団体において登録しておかないと、緊急時に対応できない。これを機会に、情報資料の整理をしていただきたいと思う。比較的軽症だが避難が必要な人に関しては、医師会として手が回らないのが現状である。ご協力をお願いしたい。

鏡委員長：計画の内容というより、推進するための具体的な配慮に関する意見である。他に  
あるか。

青野委員：前回、「避難行動要支援者名簿」の周知が不十分であるという意見を出した。今回は、今後名簿に登録したい方の人数を具体的にに入れていただき、非常に分かりやすくなったと思う。名簿登録したい方への周知の大切さを再認識した。

鏡委員長：行政の支援活動以外に、ボランティアや地域のネットワークとして支援体制を構築している自治体もある。避難行動要支援者名簿を、稲城市としてはどのように活用していくのか。

落合副係長：まず、手挙げ方式で、希望する方を名簿に登録する。名簿の受用を申し出た、自治会、民生委員、消防署、警察署、地域包括センター等に情報提供をしている。どのような方がどんな支援を求めているかを把握し、個別の“避難支援計画”も推進していきたい。

鏡委員長：行政や行政に関わる支援体制は整備されているが、名簿から漏れた方への対応については具体的アプローチが今のところ無いと思う。登録に漏れた方へのきめ細かい支援が今後の課題である。検討をお願いしたい。

落合副係長：承知した。

鏡委員長：修正案の基本目標3の指標に、「成年後見人に財産管理などを任せてもよい人」の割合が73.5%、と出ている。成年後見制度においては、後見人以外にも補佐人や補助人がおり、後見業務を行うことができる。それを踏まえると、「後見人等」と文言を修正した方が良いのではないか。アンケートでは「後見人」となっていたため、そのまま引用したとは思いますが…。

落合副係長：アンケートの文言を引用している。ご意見に従い修正したい。

鏡委員長：他になければ、修正案を基に計画策定を進めていきたいと思う。

## 2 計画の素案について

・事務局より、資料2、3に基づき説明があった。

各委員からの、説明後の意見等は以下の通り。

鏡委員長：今回は素案ということで、細かい文言はこれから調整していくため、項目や構成についてのご意見をいただきたい。資料57ページ「一般社団法人多摩南部成年後見センター」と市の担当課との関係を知りたい。

工藤課長：この後、次第3で「成年後見制度利用促進基本計画」について検討していただく。多摩南部成年後見センターは、主に生活保護者等、後見報酬の負担が難しい方の法人後見を担う組織として、5市で立ち上げた団体である。負担金や団体運営の事務を行っているのは生活福祉課である。首長申立てについては、認知症高齢者は高齢福祉課、障害者は障害福祉課が担っている。

鏡委員長：「次第3」で説明があると思うが、成年後見制度利用促進事業における財政的支援というのは、「経済的困窮で成年後見申請が必要な人に対する支援」というイメージで良いか。

工藤課長：「多摩南部成年後見センターの役割」ということか。多摩南部成年後見センターは法人後見を行う団体である。稲城市としては、“中核機関”の一部として機能している。

鏡委員長：法人後見を行う団体で、生活困窮者の申請申立て費用や後見人報酬等を事業として支援できる体制にある。財政的支援もこの団体で行っているのか。

工藤課長：後見報酬の助成については、市役所が担っている。多摩南部成年後見センターは実際に後見業務を行う団体である。

鏡委員長：通常は後見人候補者を申請するが、後見人が見つからない方もいるので、この団体を利用して候補者を推薦するということか。

工藤課長：はい。

鏡委員長：それぞれの自治体に力があるのに、なぜ5市で業務を行っているのか疑問に思ったが。

中川委員：17ページ（6）「社会福祉法人」の説明で「日常生活又は…努めなければならない」という記述があり、18ページ（7）「NPO法人」の説明では、「市内には、多数の…行っています」とある。NPO法人には“障害者”という言葉が出て来るが、社会福祉法人には出て来ない。これは最初から棲み分けしているということなのか、教えていただきたい。

落合副係長：「社会福祉法人」の記述は法律の文言を引用している。社会福祉法人は、高齢者・障害者・子どもを対象としているので、棲み分けはしていない。

鏡委員長：社会福祉法人の記述の中に、NPO法人と同様「子どもや高齢者、障害のある人などを対象として」という文言を加えたほうが分かりやすい、という意見である。

落合副係長：整合性を持たせるよう、表現を修正したい。

長井委員：34ページ「SDGSとの関係」について、「本計画は、SDGs…推進します」と記載があるが、これは「基本目標」よりも上位にあると考えてよいのか。

工藤課長：特に上位、下位という考え方はしていない。

長井委員：「念頭に置いて」という文言は、“上位”のような感を抱く。34ページで急にSDGsが出て来て、他の基本目標や施策との関連性が見えにくい。浮いているような感じがする。基本目標よりも先にSDGsの考え方について記載しても良いのではないか。

工藤課長：行政はSDGsの考え方をベースとして仕事をしている。稲城市の計画なので、SDGsについてはこの位置に記述した。意見を持ち帰り、中間取りまとめを作成する際に提示したいと思う。

長井委員：他の施策や目標との関連性が示されていれば納得できるが、この1ページだけでは浮いてしまう印象がある。

鏡委員長：SDGsというのは、全体の施策理念なので、「地域福祉計画」に限らず行政目標にもなっているものである。1項目としてここに置くのは、違和感がある。共通理念として前に置くという意見に同意する。検討をお願いしたい。

藏野委員：地域福祉計画は市民の計画だと思う。27ページ「これからの施策について」を見ると、福祉問題に関する市民への広報・周知の推進という回答が2番目に多くなっている。この素案は、調査結果やこれからのまちづくりについての内容を盛り込んだボリュームのあるものになっている。理路整然として読みやすいが、もっとわかりやすい地域福祉計画が欲しい。障害福祉計画に関しては障害福祉課に懇願して簡易版を作成していただいている。子ども、障害のある方、高齢者、外国人の方々も意識した計画として、地域福祉計画の簡易版作成を検討していただけないか。

工藤課長：「概要版」の用意は考えている。分かりやすさ・読みやすさを意識した概要版を作成したい。

藏野委員：お手数をお掛けして申し訳ないが、基本的なことが明記されているので、市民が理解できる計画であってほしいと思う。

工藤委員：50ページに「必要な人への情報提供」「わかりやすい情報提供」とあるので、そこも踏まえてわかりやすい計画を考えてほしい。これだけのボリュームがある計画を市民に浸透させるのは困難である。計画を策定して満足するのではなく、実際に現場で必要な人がどのように使っていくかが重要である。例えば相談について、対象窓口が細分化されており、どこにも該当しない相談も受け入れる相談場所というものも書いてあったと思うが、その具体的なイメージをお聞きしたい。

工藤課長：次第4で説明する予定だが、資料5の3ページ・「稲城市における実施体制」をご覧いただきたい。図の「②包括的相談支援」を新しく設置する予定である。従来の「福祉くらしの相談窓口」という生活困窮者の自立支援の相談支援を行っていた所に、福祉のあらゆる相談を受けるという機能を持たせ、引きこもり等、これまで相談先が分からなかった件にも対応する。場所は市役所2階を予定している。

工藤委員：承知した。

鏡委員長：これまでの意見を参考に、更に計画を練っていききたいと思う。

### 3 成年後見制度利用促進基本計画について

- ・事務局より、資料4-1、4-2、4-3に基づき、説明があった。
- 各委員からの、説明後の意見等は以下の通り。

鏡委員長：稲城市福祉権利擁護センター「あんしんいなぎ」は、どこに設置しているのか。

新津係長：稲城市社会福祉協議会の中に設置している。

鏡委員長：社協のあんしんいなぎと多摩南部成年後見センターと市が協力して機能を担うということだろうが、どこが意見調整の音頭を取るのか。

新津係長：基本的には市が先導するが、それぞれの特徴を活かしながら連携していこうと思う。

鏡委員長：それぞれ頭を悩ませながら進んで行くと思う。あまり調整が難しくならないように協力環境を構築していただきたい。経済的困窮世帯でも、事理弁識能力がなく権利擁護を必要とする方がいるという現実がある。それを支える仕組みとして、“首長申立て”の制度があると思う。具体的に稲城市はどのように進んでいるのか、事例があれば教えていただきたい。

加藤課長：令和4年度は5件あった。具体例としては、市の借り上げ住宅で一人暮らしをしていた90歳を超えた認知症の方で、福祉の助けを借りながら生活していたが認知症が進み、多摩南部成年後見センターが法人後見を担うことになった。

細山主幹：令和4年は1人。秋田県の施設にいる方で、癌の末期だが、家族・親族の支援がなく後見をつけることになった。

鏡委員長：家族や親族の支援が得られない場合は、行政が後ろ盾になることも必要。医療支援行為に関して聞きたい。認知症や精神疾患で、自分で判断できないような方に対するインフォームドコンセントはどういう形で行われているのか。また、その家族に対して医療現場ではどういった判断をしているのか。

谷平委員：家族・親族がいない方は、ケアマネジャーがついてきてくれる場合がある。診断を付けてサポートを付ける為に身元保証人がいる方がいいが、いない方はケアマネジャーに間に入っていただき、証人になっていただく事も多い。

鏡委員長：家族がいれば本人の最善の利益に資するよう保証人になってもらえるが、そうでない場合はケアマネジャーや福祉関係者に頼らざるを得ない。しかし、法律的にはグレーなところになってしまい、それを成年後見人が代理できるかと言うと、実際は厳しい。民法では医療行為における保証人というのは、その本人を保証するので代理人となり、本人と本人を保証する人間が重なってしまうという問題がある。現場では相当な苦労があると思う。今後の制度運用に向けては、具体的な事例を検討しながらきめ細やかな制度づくりをお願いしたい。専門家の意見を聞きながら、今の法制度における限界と具体的な支援の調整をしていただきたい。

藏野委員：資料4-2について、「個別支援協議会」、「全体協議会」については新たにつくられるとのことだが、「権利擁護支援チーム」は既に機能しているのか。中核機関のどこかが担っているものなのか。

工藤課長：権利擁護支援チームとは、国の計画にある文言を使っており、支援が必要な方を支えるケアマネジャーやデイサービスのスタッフ、ヘルパーなどの支援者達のことを、本人も含めて「権利擁護支援チーム」と呼ぶ。要支援の方の数だけ権利擁護支援チームがある、ということ。

藏野委員：今あるそれぞれの方に付いている支援に対して、このシステムをつくっていく部分で「個別支援協議会」に図っていく手続がよくわからない。仕組みとして、役割が分担されていくことを指しているのか、新たにつくるものが煩雑にならない為にどういったチェック機能をつくっているのか。市で必要だと判断されたところが個別支援協議会に諮っていくのか。それとも、「支援チーム」の方々が相談できる場所が増えた、というイメージでよいのか。

工藤課長：要請があれば個別支援協議会等がスーパーバイズしていく。

藏野委員：計画なのでわかりやすく、イメージしやすくしてほしい。

鏡委員長：後見申請には半年くらいかかる。あまり組織を複雑化せず、できるだけ速く対応できるような配慮が必要。

長井委員：自ら支援を求めている人への対応は書かれているが、成年後見制度を必要とする潜在している人を発見することはどこに含まれるのか。発見する機能もシステムの中にある、という説明だった。

工藤課長：資料4-3の、Dの地域包括支援センターやEの「マルシェ（障害者相談支援事業）」、また高齢福祉、障害福祉課で関わる中で、認知機能が落ちてきているような利用者が発見され、「あんしんいなぎ」などの権利擁護相談機能を持つ中核機関につながることができれば、その機能が果たされると考える。

長井委員：「発見」についても今後文言化していくのか。潜在している人を発見することもとても重要。

鏡委員長：地域包括支援センター、民生委員など、それぞれ地域を網羅している機関が入り、市でまとめないで個別に窓口に行ってもらう形になれば、「発見」になるのではと考える。

新津係長：中核機関で発見することもあるが、権利擁護支援チームの中の民生委員などにより発見されることもある。地域連携ネットワークのどこでも発見されるポイントはあると思う。そこも計画に落とし込んでいく予定である。

中川委員：あんしんいなぎは社会福祉協議会に設置されているということだが、現在ここに書かれている相談に対応できる人はいないように思う。今後そのような人材が確保できるのか。計画ではどうなっているのか。

新津係長：社会福祉協議会あんしんいなぎで現在既に相談対応できる体制が整っている。どこからでもつながるようになっている。

工藤課長：「法律相談」は月1回で常時ではないが、成年後見の相談については既にあんしんいなぎで相談対応可能な状態になっている。

#### 4 重層的支援体制整備事業実施計画について

- ・事務局より、資料5に基づき説明があった。
- 各委員からの、説明後の意見等は以下の通り。

青野委員：実施体制について「①本人・家族」からは、「②既存の相談窓口」へか、総合相談機能へ相談なのか、迷うのではないかと。 “仮称つなぐシート” について、既存の相談窓口でも受けられるのか。

菅野副係長：既に受けているものはこれまで通り継続していく。どこにもつながらない相談をどこに相談しても適切な支援に繋がれるように、受け止めをより強化した。つながりシートは総合相談で受け止める予定。

青野委員：現状は既存の窓口の方が相談は多く、そこでのどこにもつながらない相談が新しい総合相談につながって機能していけばいい。

中川委員：かなり厳しい内容の計画だと感じている。社会福祉協議会の職員を市の生活福祉課に配置するということが、業務範囲をどのように定めるのか。

菅野副係長：運営形態は委託としてお願いするため、細かい事務の運用については整理しながら実施していく。あまり縦割りにせず連携して進めていきたい。

鏡委員長：縦割りの法律があり、それに則って業務を行うことになるが、複合的に課題が絡む人たちがいるのは事実なので、“誰も取りこぼさない相談支援体制”をつくっていくことが目標。大変難しい課題だが、見守っていきたい。

## 5 その他

工藤委員：最近若い人の認知症も多くなっている。成年後見制度については高齢者に限らず、若い人にも向けた周知についてもご検討いただきたい。

次回会議：1月11日（木）または12（金）19時～ 予定。

以上